

3. 行 財 政 改 革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成 28 年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成 30 年 4 月 1 日から、法人実効税率が 29.74 パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合 に相当する額
20 年度	356 億円	196 億円
21 年度	759 億円	418 億円
22 年度	228 億円	125 億円
23 年度	211 億円	116 億円
24 年度	216 億円	119 億円
25 年度	163 億円	90 億円
26 年度	162 億円	89 億円
27 年度	184 億円	101 億円
28 年度	122 億円	67 億円
29 年度	227 億円	125 億円
30 年度	151 億円	83 億円
元年度	164 億円	90 億円
2 年度	245 億円	135 億円
3 年度	86 億円	47 億円
4 年度	143 億円	79 億円
5 年度	281 億円	155 億円
6 年度見込み	245 億円	135 億円

※ 特別区の配分割合：12～18 年度…52%、19～元年度…55%
令和 2～6 年度…55.1%、令和 7 年度以降…56%

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

教育など、その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
その他の	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方揮発油譲与税	37	35	35	34	33
地方道路譲与税	0	0	—	—	—
特別法人事業譲与税	1,505	1,809	1,816	1,811	2,382
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.8	0.9	1	1	1
その他の	17	17	15	10	11
合 計	1,560	1,862	1,868	1,857	2,427

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は当初予算ベース。

5 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など、法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿をゆがめる不合理的な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
減収額	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	2,216	2,442	2,438	2,583	2,688

(注)令和 6 年度は補正後予算ベース、令和 7 年度は当初予算ベース。

6 新たな国際課税ルールの方定に係る税収の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

<現状・課題>

令和3年10月に136か国・地域による経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する国際的な合意が実現した。この合意のうち、「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分する内容となっている。

この新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」については、令和7年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされている。

この国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきであり、地方分の税収は、全ての地方自治体（不交付団体も含む。）に適切に帰属させるべきである。

- ・「第1の柱」において、市場国間の配分基準である「売上」は、国及び全ての地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと。
- ・現在法人二税を課されている法人が、「第1の柱」の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと。

<具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、「第1の柱」の配分基準である「売上」が、地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること等を踏まえ、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

7 マイナンバー制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・総務省・文部科学省)
(都所管局 デジタルサービス局・総務局・生活文化局)

- (1) マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めること。
- (4) 対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

国は法改正等を行い、マイナ保険証やマイナ免許証を導入するなどマイナンバーを利用できる事務の拡充を推進している。

都においても、都民や事業者の利便性向上の実現に向け、独自利用事務の拡大等、利用範囲の拡大を進めているところである。

現在、都の独自施策でマイナンバーを利用するには条例改正や個人情報保護委員会への届出等多くの手続が必要であり、施策の決定から実現までに多くの手間と時間を要している。

自治体の独自施策において、条例改正を経ることなく迅速にマイナンバーを活用できるよう、法整備をすべきである。

なお、全国で多数実施している給付事業などにおいて、給付支援サービスの利用手続の簡素化や費用負担の軽減など積極的に取り組むべきである。

上記の法整備がなされるまでの間は、自治体の手続の簡素化・迅速化を図り、時間短縮を支援すべきである。

さらに国は、マイナンバーによる情報連携の際の単位時間当たりの情報照会件数の上限等の技術課題を解消し、大規模なシステムにおいても円滑にマイナンバーの利活用ができる環境を整備すべきである。

引き続き、利用者や地方自治体の意見を取り入れながらマイナポータルやアプリの機能の充実、より使いやすくする改善に継続して取り組む必要がある。

また、マイナンバーを活用した情報連携により、一人ひとりに最適化されたサービスをプッシュ型で届けるためには、本都が実施している018サポートをはじめとして医療・保健などの自己情報や、家族関係、同一生計者の情報などをサービス提供に反映させていく必要がある。そのためには、サービス提供に活用するための自己情報の種類や提供範囲等を自らが選択・決定し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるよう、マイナポータルなどの環境を整備していかなければならない。

マイナンバー制度の概要・メリットや注意すべき事項について丁寧に示すとともに、情報漏えいや悪用などに対する個人情報保護方策を確立し、国民の不安を払拭することが必要である。

都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることに加え、区市町村がマイナンバーカード交付事業に伴う実施事務（マイナンバーカードの更新及び電子証明書の発行・更新を含む。）を今後も担うことから、費用負担が継続的に生じる見込みであり、地方に新たな経費負担が生じないよう地方交付税によらない適切な財政措置が必要である。

マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き

分かりやすい周知・広報に努めること。

- (4) 対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

8 国勢調査における調査方法の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

- (1) 令和7年国勢調査では、居住形態等により聞き取りが困難な場合は省略できるようにするなど、地域の実情に応じた合理的な調査手順へ見直すこと。
- (2) 以後実施する国勢調査においては、統計調査員を介さない調査方法とすること。

<現状・課題>

国勢調査は、国勢調査令に基づき、統計調査員が全調査世帯を訪問して調査票を配布し、調査員の戸別訪問、郵送、インターネットのいずれかで回収することと定められている。

対象世帯から上記の方法により調査票の回収ができない場合は、統計調査員が近隣住民への聞き取り調査を行い、聞き取り調査もできなかった場合には、区市町村が住民基本台帳から補記することを可能としている。

しかし近年は、オートロックマンションの増加など居住環境の変化、プライバシー意識の高まり、近隣関係の希薄化などにより、調査環境が大きく変化しており、地域によっては聞き取りができないケースが増加している。

また、町内会・自治会に推薦を依頼しても予定人数が確保できず、区市町村職員が業務を代替するなど統計調査員のなり手不足や高齢化が深刻化しており、統計調査員及び区市町村の負担軽減が喫緊の課題となっている。

令和7年国勢調査を適切かつ円滑に実施し、さらに、将来にわたり持続的に国勢調査を実施していくためには、国が、上記の現状と課題を踏まえ、調査方法の見直しを行うことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 令和7年国勢調査では、居住形態等により聞き取りが困難な場合は省略できるようにするなど、地域の実情に応じた合理的な調査手順へ見直すこと。
- (2) 以後実施する国勢調査においては、郵送やオンラインによる調査票の配布・回収を基本とした、統計調査員を介さない調査方法に見直すこと。また、中長期的には、マイナンバー制度や各種行政記録情報の活用等により、効率的かつ適正な国勢調査の在り方について検討を行うこと。

9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、いわば官製ネットショッピングとも言える現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合 3 割以

下の地場産品に限定し、また、令和6年6月28日付総務省告示の改正により、仲介サイト事業者によるポイント付与の禁止など、一部の見直しがされたが、本質的な問題点は解消されていない。

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更になかけ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などを早期に実現すること。

- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,861,141	189,933	75,851	114,082

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和6年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成21年度）からの累計の控除額は、945,201百万円（うち都民税分は377,966百万円、区市町村民税分は567,235百万円）である。

1 0 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の 廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京 23 区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、適用期限が令和 7 年度末となっている。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

また、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和 7 年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和 9 年度末まで 3 年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、都や特別区など、特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

<具体的要求内容>

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

参 考

1 「地方拠点強化税制」（平成 27 年度創設、適用期限：令和 7 年度末）

（１）対象事業の概要

ア 「移転型事業」

- ・ 東京 23 区から地方への特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の移転

※ 首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯への移転は対象外

イ 「拡充型事業」

- ・ 地方部における特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の拡充及び東京 23 区以外の地方から別の地方への特定業務施設の移転

※ 三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）における拡充は対象外

（２）税制措置の内容

ア 「設備投資減税（オフィス減税）」

- ・ 地方拠点における建物等の取得価額に応じて法人税等を減税
- ・ 「移転型事業」は、特別償却 25%又は税額控除 7 %
- ・ 「拡充型事業」は、特別償却 15%又は税額控除 4 %

イ 「雇用促進税制」

- ・ 地方拠点において本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を減税
- ・ 「移転型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 90 万円（50 万円＋上乗せ分 40 万円）税額控除
- ・ 「拡充型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 30 万円税額控除

ウ 備考

- ・ 「設備投資減税（オフィス減税）」と「雇用促進税制」は原則併用不可（「雇用促進税制」の上乗せ分のみ併用可能）
- ・ 「設備投資減税（オフィス減税）」と「雇用促進税制」を合わせて、法人税額の 20%が限度

（３）適用実績（全国分）

（単位：件）

年 度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	累計
オフィス減税	4	20	31	24	40	34	26	34	35	248
雇用促進税制	7	5	7	9	7	10	4	8	6	63
計	11	25	38	33	47	44	30	42	41	311

出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

2 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」 （平成 28 年度創設、適用期限：令和 9 年度末）

（１）制度概要

- ・ 各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対する企業の寄附が対象
- ・ 寄附額は、事業費の範囲内であることが必要
- ・ 寄附企業に対する返礼品などの経済的な見返りの提供は禁止
- ・ 企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外

（２）対象外地域

区分	条件	該当自治体
都道府県	不交付団体	東京都
区市町村	全域が三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法等に定める既成市街地等)に該当する不交付団体	特別区など

（３）税制措置の内容

- ・ 法人事業税：寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20%が限度）
- ・ 法人住民税：寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が限度）
- ・ 法人税：法人住民税の控除額が寄附額の 4 割に達しない場合、その残額を寄附額の 1 割まで税額控除（法人税額の 5 %が限度）
- ・ 寄附額は全額損金算入（寄附額の約 3 割相当）

（４）影響額（法人事業税及び法人住民税の控除額）

（単位：億円）

年 度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	累計
都	0.0	0.6	0.8	3.1	1.5	23.9	29.4	54.7	114.0
全 国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	167.0	350.0

出典：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
「道府県税の課税状況等に関する調」「市町村税課税状況等の調」

1 1 個人住民税利子割における税収帰属の在り方

【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度等を導入するのではなく、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めること。

<現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、住所地課税が原則となっているが、利子割は、預金者の住所地に関わらず、金融機関の営業所等が所在する都道府県に納付することとされている。

利子割が住所地課税の例外とされているのは、制度創設時において、預金者の住所地ごとに特別徴収した額を納入することとした場合に金融機関等の事務負担が大きくなることや、預金は預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であったことなどを考慮したものとされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「住所地課税の例外となっている道府県住民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされ、現在、国の検討会において、利子割の在り方に関する議論が行われている。

利子割の在り方の検討に当たっては、住所地課税の実現という税収帰属の適正化の観点から議論されるべきであり、安易な清算制度等の導入ではなく、デジタル技術の活用等により、あるべき姿を検討する必要がある。

<具体的要求内容>

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度等を導入するのではなく、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めること。

参 考

(1) 制度概要

- ・ 納税義務者：利子等の支払を受ける者
- ・ 課税対象：個人の預金利子、公社債利子、一時払養老保険差益 等
- ・ 課税団体：納税義務者の口座所在地の都道府県
- ・ 徴収方法：利子等の支払又はその取扱いをする金融機関による特別徴収
- ・ 交付金：利子割総額から徴税费相当額（1％）を控除した後の金額の
5分の3を区市町村へ交付
※所得割額（3ヵ年平均）で按分

(2) 利子割の都における収入額

(単位：億円)

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
収入額	81	91	96	70	69	64	89	105	148	310

(注)令和6年度は補正後予算ベース、令和7年度は当初予算ベース。

1 2 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。
あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

<現状・課題>

- (1) 償却資産の評価に用いる取得価額の算定方法等の取扱いについては、原則として税務会計に準ずるものとされている一方で、申告方法等は税務会計と異にする点も多く、申告を行う納税義務者の負担となっている。

とりわけ、償却資産の申告期限については、平成 30 年度に一般財団法人資産評価システム研究センターにおいて、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいとの判断がなされ、まずは、一括電子申告システムの導入や eLTAX の使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行うこととされた。

その後、令和 2 年度には複数課税庁への一括電子申告が実現するなど、電子的な環境整備は着実に進展している。加えて、近年、償却資産の電子申告率が向上していることも踏まえると、納税義務者・課税庁双方の体制が整いつつあることから、申告期限の見直しについて検討を進める等、申告制度の簡素化・効率化を進めていくことが望ましい。

また、検討に当たっては、課税実務を担う各地方自治体の状況や意見を十分に踏まえる必要がある。

- (2) 土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化は着実に進展してきたが、近年の地価上昇等により、再び負担水準のばらつきが見られる状態となってい

る。

また、地価の状況については、全国平均では上昇する反面、一部地域では下落を続けるなど、自治体ごとに大きく異なっている。

- (3) 家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

<具体的要求内容>

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 負担調整措置や各種特例など土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や、自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。
- あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

参 考

- (1) 償却資産の申告期限の見直し

【償却資産の全国電子申告率】

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
33.5%	37.0%	40.6%	44.6%	47.7%

※ 政府税制調査会（第3回 令和6年6月4日）「総務省説明資料（地方税における税務手続のデジタル化）」より

- (2) 土地に係る税負担の在り方

【「令和6年度与党税制改正大綱」（令和5年12月14日）より抜粋】

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4 地域・中小企業の活性化等

(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和 6 年度評価替えに反映される令和 2 年から令和 5 年までの商業地の地価の状況を見ると、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が継続している。（中略）

据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である。このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

【「令和 6 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（令和 5 年 11 月 14 日）より抜粋】

第二 令和 6 年度地方税制改正等への対応

2 固定資産税

（1）令和 6 年度評価替え（負担調整措置等）

商業地等は、据置ゾーンが設けられていることで、負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転した場合にはその不公平な状態が固定化されることとなる。住宅用地については、平成 24 年度税制改正で据置ゾーンが段階的に廃止されており、税負担の公平性を確保する観点から、商業地等に係る据置特例について見直しを検討する必要がある。

（3）大規模な家屋の評価

【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成 29 年 4 月 24 日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であるとする。

1 3 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を明確にすること。

<現状・課題>

国は、平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年 12 月に都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築や、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援を要請した。

これを受け、都は、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成 29 年度から運用を開始した。

その後、自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えたこと、社会情勢や IT 技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があること等から、国は、令和 2 年 8 月に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。このため、都及び区市町村は、令和 5 年 1 月から民間ベンダが構築及び提供する第二期自治体情報セキュリティクラウドに移行し、都が主体となり運営を行っている。

国が示した標準要件は、新たな脅威や現行課題への対応等を加えた必須の機能要件が多いことから、自治体情報セキュリティクラウドの運営に係る後年度経費は、大きな負担となっている。

それに対し、国は、自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費の一部について財源措置を行ったが、後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、国は、代表機関である都道府県が、区市町村から独自調達についての協議を受けた際の判断基準を明確に定めるとともに、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を指針に明記すべきである。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別

区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置すること。

また、セキュリティ水準の確保や、不測の事態への円滑な対応のため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担及び調整権限について「次期自治体情報セキュリティクラウド導入手順書」の記載を見直すなど、明確にすること。

1 4 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

【最重点】

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成 30 年 4 月から「フレックスタイム制」を導入し、令和 7 年 4 月からは同制度の活用により週休 3 日で働ける環境を整備した。しかし、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要がある、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を 100 パーセント引き出すことができる仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 5 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象 となる子の年齢の拡大【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、子育てと仕事との両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子が生まれた時だけでなく、子の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子を育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできた。

さらに、部分休業について、対象となる子の年齢に関する法改正が実現されるまでの間、都において、小学校第一学年から第三学年までの子を養育する職員を対象とする「子育て部分休暇」を令和7年4月から新設したところである。

しかしながら、今後、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していくためには、法改正により、子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実させていかなければならない。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」等の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態

ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）

（ア） 1日3時間55分×5日（週19時間35分）

（イ） 1日4時間55分×5日（週24時間35分）

（ウ） 1日7時間45分×3日（週23時間15分）

（エ） 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

③ 「子育て部分休暇」（令和 7 年 4 月より都において新設）

- ・ 小学校第三学年までの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度。ただし育児短時間勤務を行う職員、部分休業を取得することができる職員は対象外

16 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 デジタルサービス局）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系との分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年 12 月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保のため、LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理に多大な負担が発生している。

については、国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系との分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

1 7 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確 実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

<現状・課題>

全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

1 8 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた 取組【最重点】

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 都民の利便性向上や行政サービス・事業活動の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用という好循環を実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップを進めるため、行政の垣根を越えた分野ごと及び分野間をつなぐデータ連携基盤を国が主導して構築し、円滑なデータ連携のための法的根拠、全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (3) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、公共性の高い防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (4) 地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
- (5) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

<現状・課題>

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、都民一人一人に最適化されたサービスを、行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。この実現には、データを最大限に活用してデジタルの力を発揮することが不可欠であり、これを支えるデジタル人材の確保と育成が重要である。

国は、データ活用に向け、ベース・レジストリの整備を進めているが、現状では量・質ともに不十分で、使用の徹底もされていない。国主導で、レジストリを

「作って、使って、直す」ことで更なる活用につなげる好循環「レジストリ・ファースト」を実現すべきである。

また、利用者に行政サービスを効率的・効果的に届けるには、デジタルを活用したワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの実現が不可欠である。例えば、現在、都は保活などのこども分野で、国はPublic Medical Hub (PMH) を活用した医療・母子保健分野で、行政の垣根を超えた取組を進めている。これら好事例を参考に、国主導で、自治体等が幅広い分野で円滑・安全・効率的にデータ連携や活用ができるよう整備することが重要である。

民間データの利活用に際しても、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせて活用することができないため、防災や観光など公共性の高い分野における官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方自治体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた地方公共団体の職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が必要である。

デジタルの力を活用して社会課題の解決や新たな価値の創出を実現するには、その担い手となる人材の充実が不可欠である。現状では質・量ともに不十分で、社会全体でデジタル人材の更なる確保・育成に取り組む仕組みづくりが鍵となる。これらの効果的な推進には、スキルマップの標準化や人材特有のスキルを可視化する方法を定め、社会全体に普及・浸透を図っていく必要がある。また、関係機関と連携し、リテラシー向上やリスクリングに資する学びの場の確保や教育・研修を充実させ、人材全体の底上げや裾野拡大を図るとともに、豊富な知識や経験を有する高度人材の積極的な登用等に取り組むことが求められる。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 都民の利便性向上や行政サービス・事業活動の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用という好循環を実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップを進めるため、公共サービスメッシュを確立するなど、行政の垣根を越えた分野ごとのデータ連携基盤を国が主導して構築し、円滑なデータ連携のための法的根拠、全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (3) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、公共性の高い防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (4) 地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。

また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。

- (5) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

19 法人・土地系のベース・レジストリの整備

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、デジタルの力を活用して行政のQOSを更に向上させていくため、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 特に、法人・土地系のベース・レジストリにおける制度的課題の解決と過渡期対応の検討を迅速に進めること。

<現状・課題>

社会全体の効率性の向上を図るとともに、新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。国は、令和5年7月7日デジタル庁告示第12号において、特定のデータ項目をベース・レジストリと指定して整備を推進してきた。令和6年に成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法では、国が「公的基礎情報データベース整備改善計画」の作成や特定法人事項変更届出に関する特例に関する規定を新設した。さらに、令和6年6月に改定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、ベース・レジストリの整備が重点的な取組として位置付けられており、デジタル公共インフラとしてベース・レジストリの積極的な整備を行うとされている。

都においても、令和7年3月に策定した「シン・トセイX」において、組織や分野を超えたDXにより、都民がQOSの向上を実感できる政策DXを推進することとしており、組織の壁を越えた業務改革を実現することが不可欠である。

ベース・レジストリの取組の中でも法人・土地系のベース・レジストリについては、令和4年12月からデジタル臨時行政調査会作業部会において法人基本情報におけるベース・レジストリと制度的課題に関する検討を、令和5年3月からは土地系ベース・レジストリと制度的課題に関する検討を開始しており、令和5年5月には登記由来のベース・レジストリの整備と提供についてロードマップが示され、登記情報システムの次々期システム更改(2030年予定)までの過渡期においては、デジタル庁にて、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な共通基盤(デジタル庁システム(仮称))の準備を行い、整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、利用者への登記情報の提供を開始し、デジタル庁側の準備が済み次第、登記情報システム経由による、既存の提供ルートについては、順次移行して一本化することが示された。

都においても屋外広告物等の分野でシステム間のデータ連携を行い、都民が入力する申請データ等の重複を省くワンスオンリーを実現する仕組みの構築を目指しているところであり、激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進と加速が極めて重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、国や地方公共団体等でのシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。各行政機関でデータを共有するための根拠、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、法令における位置付けなどについて、公的基礎情報データベース整備改善計画等において具体化を図ること。
- (2) 登記由来のベース・レジストリの整備と提供について、制度的課題の解決を着実に進めること。
- (3) 登記由来のベース・レジストリの過渡期に活用する「デジタル庁システム（仮称）」の構築を迅速かつ着実に進めるとともに、国によるベース・レジストリの指定のない行政手続も含め、地方公共団体が利用できるようにすること。併せて、公的基礎情報データベース整備改善計画や地方公共団体情報システム標準化基本方針において、登記由来のベース・レジストリ等について行政手続での参照徹底を義務として位置付けること。
- (4) 屋外広告物登録等の、地方公共団体が条例等において定める、国によるベース・レジストリの指定のない行政手続についても、ベース・レジストリとして利用可能になるよう個人情報保護等の制度的課題の解決を図ること。
- (5) 住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）構築に向け、国が主導して行政機関の町字情報利用や町字以外の情報整備に関する方針を迅速かつ着実に検討を進めること。
- (6) 土地・建物の情報連携キーである不動産ＩＤやアドレス・ベース・レジストリ等の不動産関係ベース・レジストリについて、現在、地方公共団体が保有する建築確認申請のシステムとデータ連携を図れるよう、仕組みを検討すること。

20 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等 に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の 7 割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援など、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。
- (3) 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を 1 年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (5) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (6) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

<現状・課題>

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、移行がピークを迎える令和7年度は、都内でも約900システムの移行を予定しており、多くの自治体において移行後システムの運用が始まる。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」としているが、令和7年1月の都の調査によると、都内自治体の運用経費は、仮に、国が目指すガバメントクラウド利用料の大口割引、長期継続割引を最大限実現できたとしても、移行前と比べて全体で約1.6倍に増大する見込みである。

一方、国は「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。

また、前述の都の調査によれば、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が7割弱を占めている。国は「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

国は、令和6年12月の標準化基本方針の改定において、期限延長を令和12年度末まで認めることやデジタル基盤改革支援基金の設置年限の延長検討などを明記した。また、機能標準化基準の変更に当たり、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前」とすることなどを盛り込んだ。

一方、このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。

また、標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には1年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状況にある。

さらに、事業者撤退等を理由とした特定移行支援システムを抱えている自治体に対して、国は、受入可能事業者の情報（候補事業者リスト）を提供している。しかし、リスト提供事業者と交渉を行った都内の自治体では、後継事業者の確保まで至った事例はなく、実効性のある十分な支援とは言えない。

<具体的要望内容>

- (1) 国が自ら掲げる「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の7割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削

減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援など、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

- (3) 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (5) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (6) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

2 1 行政手続デジタル化に向けた取組等

(提案要求先 デジタル庁・内閣府・総務省・法務省)
(都所管局 デジタルサービス局・財務局)

- (1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、「デジタル完結に向けた工程表」に全ての行政手続を掲載し、期限を明示すること。
- (2) 事業者の利便性を高めるため、企業・団体等の事業所ごとにGビズIDを付番すること。補助金申請システム(J グランツ)においては、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするとともに、振込口座のワンスオンリーなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れ進めること。
- (3) 登記情報連携システムによる登記事項証明書の添付省略や、今後運用が開始される法人ベース・レジストリを活用した変更届出のみなし制度の対象手続を、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続にも拡大すること。
- (4) 各省庁のアナログ規制の見直しについては、地方自治体の参考となるよう、取組状況を取りまとめた上で、わかりやすい形で公表すること。また、地方自治体がアナログ規制の見直しを進めるため、関連する法令等について必要な措置を講ずること。
- (5) 行政手続法で定める公示送達について、デジタル化の具体的な手法を早期に定め、通知すること。
- (6) 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

<現状・課題>

国は、令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、法令等に基づいて地方公共団体が行う行政手続のデジタル化について、障壁となる制度の見直しや国における情報システムの整備などを行うこととしており、同年

12月には、年間手続件数1万件以上の申請等と、これに対する処分通知等を対象として、令和7年度までに申請から通知までのエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」を公表した。

今後、工程表に沿ってデジタル化を進めるに当たり、実際の事務を行う地方公共団体の意見を十分に聞きながら、必要書類の見直しやシステム改修等の業務改善を実施し、利用者が利便性を実感できるデジタル化に向けて着実に取り組む必要がある。工程表においては実施時期が「当面見送り」とされている手続が存在し、年間手続件数が1万件未満の手続については含まれていない。

都は、令和6年3月に策定した「東京デジタルファースト推進計画（第二期）」に基づき、都の裁量でデジタル化が可能な行政手続の100%デジタル化に向けて取り組んでいるところである。デジタル化未実施の手続の中には、国の法令等に基づき事務を行っているものも含まれており、国はそれぞれの手続について、デジタル化に関する方針及び都の裁量の有無等を明らかにしたうえで、全手続のデジタル化に向けて、引き続き必要な措置を講ずるべきである。

法人に付番するIDとしては、GビズIDが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するIDがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。また、国の「補助金申請システム（Jグランツ）」はシステムの仕様上GビズIDを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請について申請・交付手続を行うことができない。

令和7年1月には、JグランツにおいてGビズIDの委任機能を活用した代理申請機能が追加されるとともに、職員が操作する補助金の作成画面の改善が図られた。その一方で、引き続き振込口座情報がないため補助金の速やかな支給をすることができないといった課題がある。

デジタル庁及び法務省が共同で登記事項連携システムを構築し、令和5年2月から先行運用が開始されたところだが、対象手続は法令で登記事項証明書の添付を求めている手続に限定されており、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続については当該システムを活用することができない。

さらに、令和7年4月1日に改正デジタル手続法が施行され、行政機関が法人ベース・レジストリを活用して法人の名称や所在地などに関する変更登記の情報を入手した場合は、個別の制度に基づく変更の届出が行われたとみなすことが可能となる。事業者の利便性向上の観点から、法令に基づく手続だけでなく、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続も当該みなし制度の対象とすることを早期に明確化する必要がある。

また、目視や常駐・専任、書面掲示などのアナログ規制については、国において、令和4年12月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を策定し、見直しを進めてきたが、規定の見直しに基づく運用見直し（デジタル技術の導入）については各省庁に委ねられている。国は、地方自治体が自律的に規制の見直しを推進していけるよう、テクノロジーマップや技術カタログの整備に取り組んでいるが、地方自治体により具体的に運用見直しを進めていけるよう、これらに加えて各省庁の取組事例を取りまとめ、わかりやすい形で公表すべきである。

令和6年度下半期に都の庁内で実施した調査では、見直しを行う予定となっている都のアナログ規制約300条項のうち、約80条項について国の法令等の改正後に検討するとの回答があった。行政サービスの向上や業務の効率化の観点から規制の見直しを進めるため、関連する法令等について必要な措置を講ずるべきである。

加えて、行政手続法第15条第3項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の公示送達の方法として、公示事項を事務所の掲示板に掲示することを規定している。現行法で対応可能なデジタル化の方法やインターネット上に公開する場合のプライバシー配慮の観点を踏まえた公示事項の範囲等について具体的な方針を示すなど、デジタル化の具体的な手法を早期に定めるべきである。

さらに、地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地域で活発に進むよう、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

令和6年度補正予算において創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援することとされた。交付金の運用に当たっては、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

< 具体的要望内容 >

(1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、「デジタル完結に向けた工程表」に全ての行政手続を掲載し、期限を明示すること。

(2) 事業者の利便性を高めるため、企業・団体等の事業所ごとにGビズIDを付番すること。

また、補助金申請システム（Jグランツ）においては、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするとともに、振込口座のワンスオンリーなど、機能拡張についても地方自治体の意見を取り入れながら進めること。

(3) 登記情報連携システムによる登記事項証明書の添付省略や、今後運用が開始される法人ベース・レジストリを活用した変更届出のみなし制度の対象手続を、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続にも拡大すること。

(4) 各省庁のアナログ規制の見直しについては、地方自治体の参考となるよう、取組状況を取りまとめた上で、わかりやすい形で公表すること。

また、地方自治体がアナログ規制の見直しを進めるため、関連する法令等について必要な措置を講ずること。

(5) 行政手続法で定める公示送達について、デジタル化の具体的な手法を早期に定め、通知すること。

(6) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

2 2 税務行政におけるデジタル化推進

1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

<現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した主税局ビジョン2030を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和7年3月に「税務システム標準仕様書【第4.1版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定され、現在の最新版は令和6年9月に公開された【第4.1版】となる。

さらに、上記に加えて国においては公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が継続して行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえながら、人口減少社会を見据えて行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）より抜粋】

第 1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

4. 重点課題への対応の方向性

（4）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組む。

【「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）より抜粋】

第 2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第 5 条第 2 項第 1 号）

2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義

（1）国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。

第 3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第 5 条第 2 項第 2 号）

3.4 標準化法に基づく意見聴取等

3.4.2 標準化基準の策定及び変更に係る意見聴取等（標準化法第 6 条第 3 項及び同第 7 条第 3 項）

○ 標準化基準の策定又は変更に当たっては、デジタル庁が別途定める方法により、その検討過程を公開し、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握するため、地方公共団体や事業者から幅広く意見の聴取を行う。

第 4 共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号）

4.1 データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号イ）

4.1.3 機能標準化基準との関係

○ データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

第 5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第 5 条第 2 項第 4 号）

5.2 共通標準化基準

5.2.1 共通標準化基準の策定及び変更

- 共通標準化基準については、第４に示す基本的な事項に基づき、デジタル庁が総務省と協議し、策定する。
- 特に、データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準と密接に関係することから、制度所管省庁と密に連携しながら、策定することとする。

【「令和６年度（２０２４年度）地方税における電子化の推進に関する検討会　とりまとめ」（令和６年（２０２４年）１１月）より抜粋】

４．国税・他機関との情報連携等

現在、eTAX・国税情報システムの次期更改を契機として、実務的な準備が整ったものから順次、国税・地方税間における情報連携を拡充していくことが検討されている。地方団体の実務上のニーズやセキュリティ対策等も考慮しながら、制度面も含めて、着実に検討を進めるべきである。

併せて、地方団体間の手続についても、電子的に通知できる情報の範囲の拡大や、照会・回答業務のオンライン化などに取り組むことが重要である。

2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

(2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

<現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても主税局ビジョン2030を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和2年12月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を100%とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者や金融機関、各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

＜具体的要求内容＞

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【都における電子申告の利用率の状況（令和5年度）】

法人二税 85.9%、固定資産税（償却資産） 66.3%、事業所税 50.1%

【「令和6年度（2024年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」（令和6年11月）より抜粋】

1. 地方税関係通知の電子的送付

(1) 納税通知書等のデジタル化

本検討会としては、以下に述べるとおり、納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む）並びにそれに付随する納付書について、eLTAX経由で電子的に送付できる仕組みを導入すべきと考える。

- ① 納税通知書の電子的送付
- ② 納付書の電子的送付
- ③ 電子納税通知書の正本化についての検討

(2) 納税証明書のデジタル化

納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、利用者ニーズが見込まれ、地方団体のニーズも高いものとして、納税証明書のデジタル化が考えられる。

納税証明書の交付は申請・納付・通知等の複数の要素から成り立っており、納税通知書等の電子的送付が実現することで、それらを一体的にデジタル化することが可能となる。よって、その実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現していくべきである。

2. 納付手続のデジタル化

納付の前段階で電子申告等がなされる税目については、より利便性の高い仕組みとなるよう更なる改善を図っていくことが必要である。具体的には、申告に係るeLTAX利用率が8割を超えている法人二税等については、電子申告等の際に、同時にeLTAXダイレクト納付を行う旨の意思表示を行う機能の実装等により、利便性を高めていくことが望ましい。

さらに、納税通知書等の電子的送付を契機として、通知から納付までの一体的なデジタル化を実現できることから、納税者からの毎年の納付手続自体が不要となる方策の推進についても検討していくことが適当である。

3. 申告・申請手続のデジタル化

地方税法令に基づく申告・申請等手続のうち、デジタル化未対応であったものについては、令和7年（2025年）末に向け、着実にデジタル化が進んで

いる。

今後は、条例等に基づく申告・申請等手続のうち、納税通知書と併せて送付されている送付先変更届や口座振替依頼書等による手続や、全国的に特に年間件数の多い手続等について、デジタル化を検討していくことが望ましい。

【オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月4日）】

中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告（eLTAX）

オンライン利用率目標 85%

取組期間（達成期限） 3年（令和5年度末）

平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化（令和2年4月以後開始事業年度から適用）が実施されたことから、大法人の法人住民税・法人事業税の申告については、電子申告の利用率100%が達成される。

現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状においても、法人全体のオンライン利用率を向上させることを目指し、当面の目標値として設定したもの。

3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

<現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

<具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

参 考

【地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第 422 条の 3 市町村長は、第 410 条第 1 項、第 417 条、第 419 条第 2 項又は第 435 条第 2 項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 主税局)

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

<現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注）が成立し、国・地方の情報システムのありべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和6年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル完結の基盤として、マイナンバー制度／マイナンバーカードをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組を強化・加速していくとされており、利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために、マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携については、現在の中間サーバ等に相当する共通機能の提供や情報提供ネットワークシステムの刷新を行うとされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そして人口減少社会を見据えた税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

<具体的要求内容>

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

（注）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

(令和3年法律第39号)、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の6本の法律から構成される。

参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)より抜粋】

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

4. 重点課題への対応の方向性

(4) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組む。

【「国・地方デジタル共通基盤の整備・運営に関する基本方針」(令和6年6月21日閣議決定)より抜粋】

第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

2. 取組の方向性

ii) デジタル公共インフラ(DPI)

- ・ オンラインの社会活動を前提とした際に、官民サービスの社会基盤として必要となるDPIは、共通のものとして整備することが社会コストの低減やユーザーの利便性に資するものである。共通SaaS利用の前提として、DPIであるマイナンバーカードによる個人認証、GビズID等の認証基盤、不動産や法人基本情報等のベース・レジストリ等は原則として、国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当である。
- ・ DPIについては多くの主体によって利用されてはじめてその効果が最大化されるものであり、各府省庁による利用の徹底は必須とし、また、地方公共団体においてもその利用に努める必要がある

【令和6年度(2024年度)地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ(令和6年11月)】

3. 申告・申請等のデジタル化

地方税法令に基づく申告・申請等手続のうち、デジタル化未対応であったものについては、令和7年(2025年)末に向け、着実にデジタル化が進んでいる。

そのうち、個人住民税の申告手続については、マイナポータルとの連携を行うことでeLTAXのID取得を不要とし、マイナンバーカードの読み取りにより氏名、住所等を自動入力する機能を設けるなど、できる限り簡便に申告できるよう工夫すべきである。

今後は、条例等に基づく申告・申請等手続のうち、納税通知書と併せて送付されている送付先変更届や口座振替依頼書等による手続や、全国的に特に年間件数の多い手続等について、デジタル化を検討していくことが望ましい。